

企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針の改正について

1. 経緯

会社法は平成 18 年 5 月 1 日より施行されているが、合併等対価の柔軟化に関する部分については、1 年間規定が適用されず、平成 19 年 5 月 1 日から施行された。また、これに伴い関連する法務省令も改正が行われた。合併等対価の柔軟化は、合併等対価の組織再編行為の対価として当事会社の株式以外の財産（金銭や親会社株式など）の交付を認めるものであり、いわゆる「三角合併」を行うことが可能となっている。

平成 17 年 12 月 27 日に公表した企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（以下、「適用指針」という。）は、取得と持分の結合の判定、取得において子会社が親会社株式を交付した場合の会計処理を示している（第 82 項等）が、取得以外の三角合併が行われることも想定しているため、その会計処理について検討する必要が生じているものと考えられる。

また、平成 18 年 12 月 22 日に適用指針の改正を行い、合併及び会社分割については、中間子会社に対価を支払う場合の処理を示しているが、株式交換及び株式移転についても中間子会社に対価を支払う場合が実務上見られるため、その扱いを示すかどうか検討する必要が生じている。

これらの状況を踏まえ、今般、「2. 検討内容」について、適用指針の見直しを検討してはどうか。

2. 検討内容

- ・ 親会社株式を対価とした合併等が、持分の結合、共同支配企業の形成又は共通支配下の取引に該当する場合の会計処理
- ・ 株式交換又は株式移転において中間子会社に対価を支払う場合の会計処理

3. 作業計画（案）

平成 19 年 6 月下旬～7 月中旬 専門委員会での審議（1～2 回）

平成 19 年 7 月下旬 「企業会計基準適用指針第 10 号の改正」公開草案

以 上